

令和元年 11 月 5 日

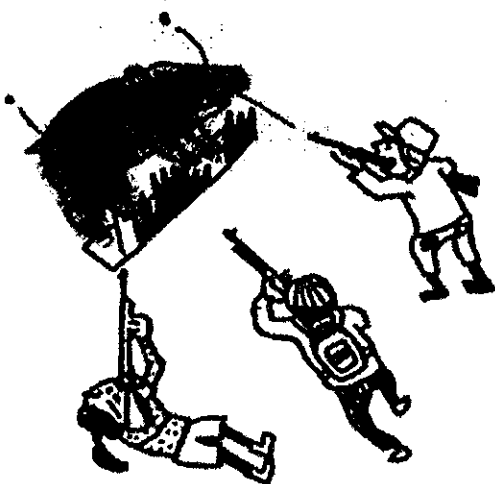
狩猟のお知らせについて

小値賀町では令和元年 11 月 15 日から令和 2 年 2 月 15 日（イノシシについては 3 月 15 日）までを狩猟期間としております。

期間中は、島内外から狩猟免許を所持した方がイノシシ、カモ等を撃ちに来られます。安全には十分に注意をしていただいておりますが、不要な野山の立ち入りは控えてください。また、田畑の作業の際にはご注意ください。よろしくお願いたします。

尚、有害鳥獣に指定されているイノシシ・カラスの駆除については、この期間の限りではありません。

詳しくは下記の担当までお問い合わせください。



担当：役場産業振興課農林係 西